

令和6年度岩倉市

当初予算

についてお知らせします

●問合せ先 企画財政課財政グループ (☎ 38-5805)

令和6年度予算が、岩倉市議会3月定例会で可決されました。

本年度の予算は、岩倉市の普遍的な将来都市像である「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、各種施策を着実に進めるとともに、3つの重点施策である「持続性の高い魅力ある地域づくり」「地球温暖化防止対策」「生まれる前からの切れ目のない子育て家庭支援」をさらに強く推進するための予算となっています。

そこで、予算の内訳や本年度新たにに取り組む事業および重点施策を第5次総合計画の5つの基本目標に沿って紹介します。

会計別予算額

会計名	令和6年度	令和5年度	増減率
一般会計	176億5,000万円	169億6,000万円	4.1%
特別会計	90億2,047万3千円	86億8,458万7千円	3.9%
国民健康保険	42億3,589万9千円	42億6,445万2千円	-0.7%
土地取得	75万9千円	51万8千円	46.5%
介護保険	38億6,528万7千円	35億9,689万8千円	7.5%
後期高齢者医療	9億1,852万8千円	8億2,271万9千円	11.6%
企業会計	34億5,172万4千円	38億6,231万5千円	-10.6%
上水道事業	12億6,184万6千円	12億3,526万6千円	2.2%
公共下水道事業	21億8,987万8千円	26億2,704万9千円	-16.6%
合計	301億2,219万7千円	295億690万2千円	2.1%

●**予算** 市の1年間における収入・支出の見積りであると同時に支出額と支出の内容を制限する拘束力を持つものです。市長が議会に提案し、議会の議決によって成立します。

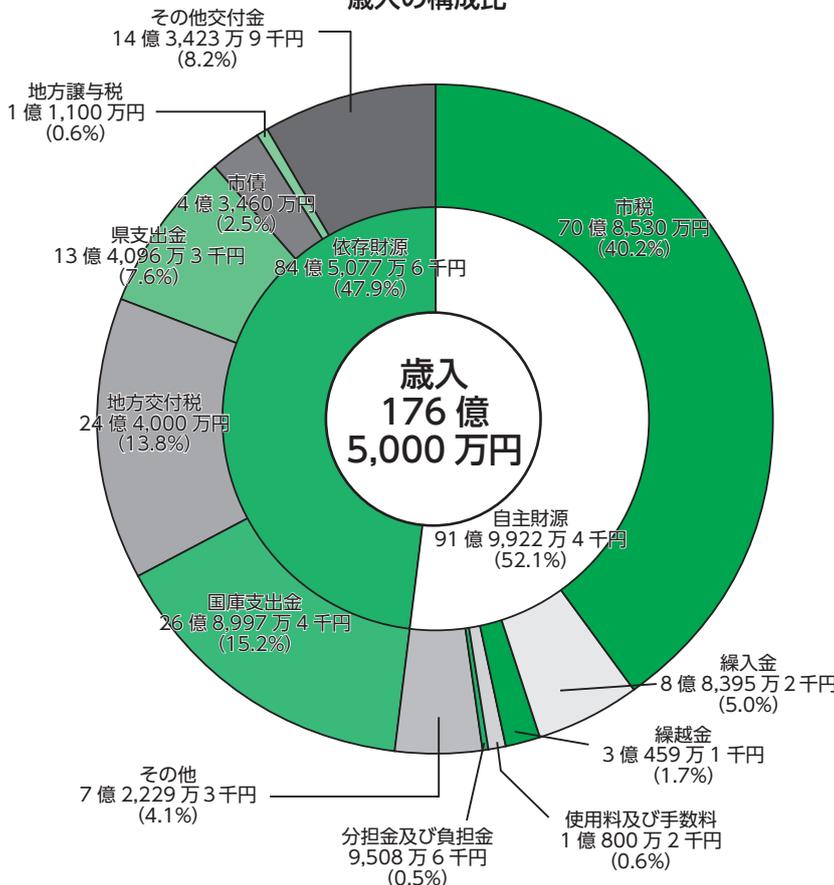
●**一般会計** 市の会計の基本となるものです。市税収入を主な財源として、教育・福祉の充実や道路の整備など市の基本的な施策に要する経費の合計です。

●**特別会計** 特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。岩倉市では、国民健康保険など4つの特別会計があります。

●**企業会計** 民間企業と同じように、独立採算制を原則とする事業を経理する会計です。岩倉市では上水道事業会計、公共下水道事業会計があります。

一般会計歳入

歳入の構成比



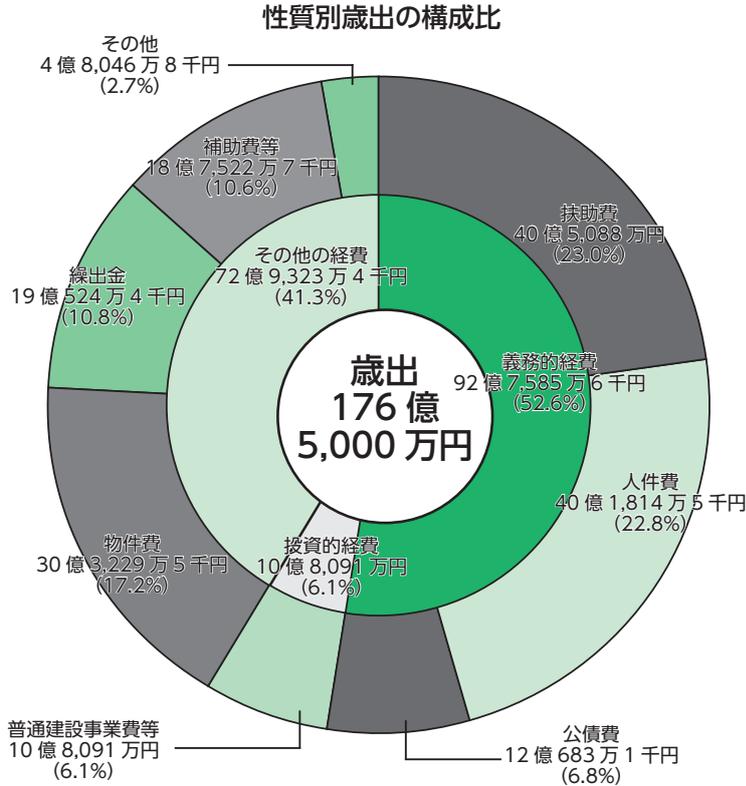
用語解説

- ▼**自主財源**…自主的な活動で得る収入
 - 市税**…市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税などの税金
 - 繰入金**…基金(市の貯金)などから繰り入れる(引き出す)お金
 - 繰越金**…前年度から繰り越されるお金
 - 使用料及び手数料**…市の施設の使用料や証明発行手数料などとして納められるお金
 - 分担金及び負担金**…保育園の保育料など、特定のサービスを受けた人から納められるお金
 - その他**…財産収入や預金利子、寄附金など
- ▼**依存財源**…国や県から交付されるお金など
 - 国庫・県支出金**…特定の事業に対して、国・県から交付されるお金
 - 地方交付税**…地方公共団体が行政サービスを等しく提供できるように国から交付されるお金
 - 市債**…市が行う事業の財源として、国などから借り入れるお金
 - 地方譲与税**…一定の基準で市に分配される国税
 - その他交付金**…地方消費税交付金、地方特例交付金など、国や県からの各種交付金



一般会計歳出

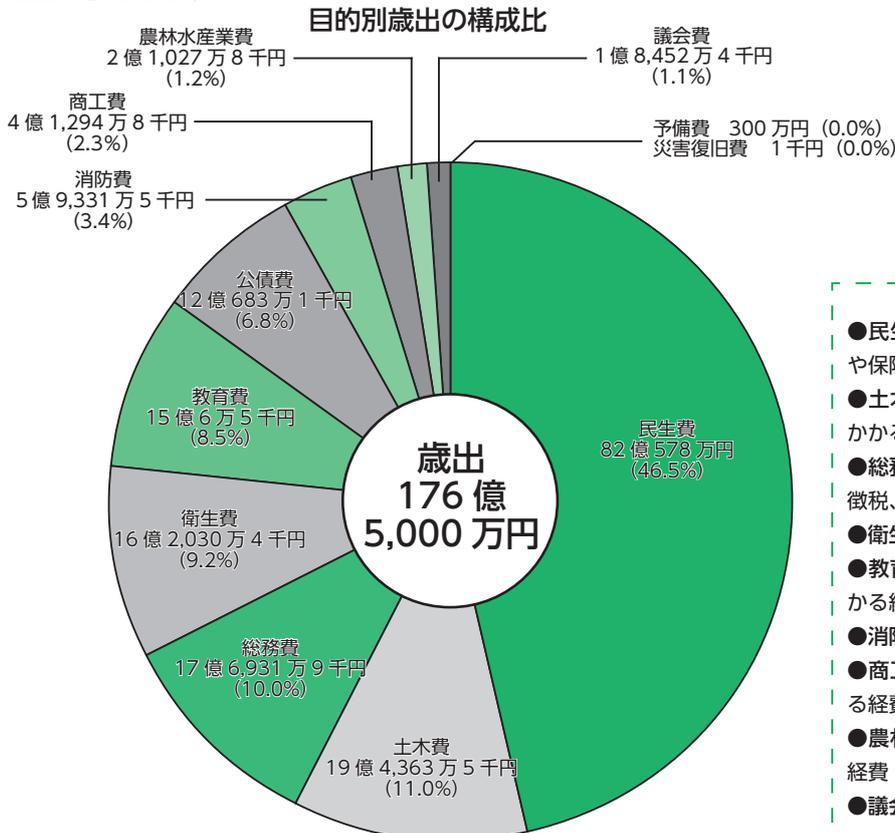
性質別歳出



用語解説

- 扶助費…生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて、市民の生活を維持するために支出される経費
- 人件費…職員などに対し、給料、報酬として支払われる経費
- 公債費…市が国などから借り入れたお金の返済に充てる経費
- 普通建設事業費等…道路の新設や公共施設の新築・改修などの建設事業にかかる投資的経費
- 物件費…旅費、委託料、消耗品費、光熱水費などの消費的経費
- 繰出金…一般会計と特別会計、企業会計の間で支出される経費
- 補助費等…さまざまな団体等への補助金、負担金、報償費、寄附金など
- 義務的経費…支出が義務づけられ任意に削減できない経費
- 投資的経費…支出の効果が資本形成に向けられる経費

目的別歳出



用語解説

- 民生費…児童・高齢者・障がい者の福祉、医療や保険、生活保護などにかかる経費
- 土木費…道路や橋、公園、下水道の整備などにかかる経費
- 総務費…企画、財政、人事、広報、選挙、戸籍、徴税、防犯、防災などにかかる経費
- 衛生費…保健や環境、清掃などにかかる経費
- 教育費…学校や図書館、スポーツ振興などにかかる経費
- 消防費…救急や消防などにかかる経費
- 商工費…商業、観光、消費者行政などにかかる経費
- 農林水産業費…農林水産業の振興などにかかる経費
- 議会費…議員報酬や議会運営にかかる経費

新規・重点施策

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

●低所得妊婦の初回産科受診料助成事業（健康課）・・・5万円

所得の低い世帯の妊婦に対し、初回の産科受診料を助成することで経済的負担の軽減を図り、出産や子育てに関することについて相談できる機会を設けるなどの伴走型相談支援と一体的に実施します。

●産前・産後サポーター派遣事業（健康課）・・・162万1千円

これまで多胎児家庭支援として実施していた育児サポーターの派遣事業を、一定の要件において、すべての妊産婦の家庭を対象とした事業に拡充します。家事や日常の育児に関する介助等を行い、妊産婦の産前産後の心身の不調、育児等の負担や孤立感の軽減に繋げ、安心して子育てができる環境を整えます。

●産後ケア事業（通所型）（健康課）・・・・・・18万5千円

出産後の育児疲れや不安を抱え、保健指導等が必要となる母子に育児サポート等の保健指導を受けることができる宿泊型と訪問型の産後ケアを実施していますが、新たに、日帰りで産科医療機関等でサポートする通所型の産後ケア事業を実施し、産後も安心して子育てができる環境を整備します。

●健幸づくりサポーター事業（健康課）・・・・・・61万5千円

市民の主体的な健康づくりの活動を支援するため、さまざまな分野で健康の視点を持って活動している個人、団体等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを進めるため、これまでの保健推進員および食の健康づくり推進員から健幸づくりサポーターの登録制度に移行します。健幸づくりサポーターになっていただくための講座を開催するほか、登録いただいた市民、地域団体、企業等に健幸づくりサポーター登録証を交付し、健康づくり活動の企画、運営、健康情報の発信にご協力いただきます。

●おたふくかぜ・インフルエンザ予防接種費用助成事業（健康課）・・・・・・700万円

生後6か月から小学6年生までと、中学3年生、高校3年生相当の子ども、妊婦を対象にインフルエンザの予防接種費用の一部を助成するとともに、1歳から6歳までの小学校入学前までの子どもへのおたふくかぜの予防接種費用の一部を助成することにより、経済的な負担軽減や発症予防等に繋がっていきます。

●ひきこもり支援事業（福祉課）・・・31万2千円

令和4年度、5年度の2年間は、孤独・孤立対策として、市民活動助成金を活用した一般社団法人による、ひきこもり支援を目的としたサロンの運営が行われましたが、令和6年度からは、この事業を市の委託事業として実施し、引き続き、見守り、交流の場、居場所や相談できる場所を設け、ひきこもりや不登校児の支援を行っていきます。

●児童発達支援相談事業（福祉課）・・・960万円

市内の児童発達支援センターに児童発達支援相談業務を委託し、発達段階ごとの療育や相談支援、保育園や小中学校への巡回支援など、障がい児等への支援の機能強化や、包括的な支援体制の構築を図り、障がい児や保護者等が住みやすい地域づくりを進めます。



個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

●五条川小学校区統合保育園整備事業（こども家庭課）・・・2億2,429万円

北部保育園と仙奈保育園、あゆみの家を統合した五条川小学校区統合保育園は、令和8年度開園に向けて、事業を進めてきましたが、建設予定地内で埋蔵文化財の試掘調査を行ったところ、遺構がある可能性が高いことが分かりました。そのため、令和6年度は、遺跡の発掘調査を行うことにより、開園時期につきましては、当初予定から1年延伸し、令和9年度を目指します。また、令和6年度は、遺跡の発掘調査のほか、統合保育園の実施設計や水路の移設工事などを行い、事業の進捗を図ります。

●保育園等主食費支援事業（こども家庭課）・・・156万5千円

子どもが3人以上いる世帯や所得の低い子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するため、保育園や認定こども園において副食費が免除となる園児について、新たに主食費も免除します。幼稚園においても副食費に加え、新たに主食費に係る補足給付を行います。

●小中学校第3子以降学校給食費無償化事業（学校教育課）・・・1,823万9千円

現在、第1子、第2子が義務教育期間中であることを要件に、第3子以降の児童、生徒の学校給食費を無償としていますが、令和6年度からは、第1子、第2子の要件を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大します。

●小中学校屋内運動場等空調設備設置事業（学校教育課）・・・2,074万6千円

近年の猛暑を受け、安全安心な教育環境の整備、利用者の熱中症対策および避難生活の長期化による避難所としての機能を向上させるため、全小中学校の屋内運動場に都市ガスを用いた空調設備を設置します。令和6年度は設計業務を行い、令和7年度に設置工事ができるよう準備を進めます。

●コミュニティ・スクール導入事業（学校教育課）・・・85万円

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めていくため、岩倉北・岩倉南・五条川小学校・岩倉中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入します。あわせて、岩倉東・曾野小学校、南部中学校においてもコミュニティ・スクール準備委員会を設置し、令和7年度の導入に向けて取組を進めていきます。

●地域学校協働活動推進事業（生涯学習課）・・・651万9千円

コミュニティ・スクールを導入する小中学校には、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して、様々な活動を行うため、学校と地域住民との連絡調整を行う地域連携コーディネーターを配置し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を進めていきます。

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）

●名神高速道路スマートインターチェンジ設置検討事業（都市整備課）・・・993万3千円

令和4年度から一宮市と連携し、関係機関と協議を重ね、尾張一宮パーキングエリアを優先検討箇所として令和5年度の国による準備段階調査の採択を目指しましたが、不採択となりました。令和6年度は、再度、一宮市と関係機関との協議を行うとともに、事業の進捗を図るために必要な測量設計や採択に向けての検討を行っていきます。

●自転車活用推進計画策定事業（都市整備課）・・・1,872万2千円

本市は、自転車に関わる交通事故が県内でも多い傾向にあり、人も自転車も車も安心して通行できる生活道路の環境を整備する必要があります。そのため、国および県の自転車活用推進計画を踏まえ、本市の実情に応じた環境整備や、安全利用に向けた普及啓発等を推進するため、自転車活用推進計画および自転車ネットワーク計画を策定します。策定後は、自転車通行空間の効率的・効果的な整備や、鉄道駅や商業施設等を利用する際の駐輪しやすい環境の整備を行い、健康的で環境にやさしい自転車を、より活用できる環境づくりを目指していきます。

環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）

●石仏公園整備事業（都市整備課）・・・5億7,010万8千円

令和6年度から2年間で整備工事を行います。石仏公園には、ソフトボールや学童の軟式野球で使用できる球場や、サッカーやフットサルができるサッカーグラウンド、健康遊具を配置した芝生広場、小さな子どもが遊べる遊戯広場などを設け、身近なレクリエーションの場として、また、災害時に活用できる防災ベンチなど、広域的な避難場所となる機能を持つ公園として整備します。

●ゼロカーボンシティ推進プロジェクト事業（環境政策課）・・・114万2千円

市民や事業者、他自治体とのマルチパートナーシップによる取組を実施します。令和6年度は、各家庭で取り組んでいた「ゼロカーボンチャレンジ事業」や、市内事業者を対象に省エネルギー機器の導入や敷地内緑化など地球温暖化防止につながる取組に応じた「いわくらゼロカーボン事業者認証制度」の創設、事業者間の情報共有や連携、実践に向けて意見交換を行う「ゼロカーボン推進事業者向け懇話会」の開催、友好交流都市である福井県大野市との交流を通じた環境学習ツアーを開催します。

●公共施設照明設備LED化事業（環境政策課）・・・1,175万3千円

市役所、市内のすべての小中学校など19の公共施設の照明設備をリース方式によりLED照明に更新し、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーの推進を図ります。

●レクリエーション型・多世代参加型クリーンアップ事業（環境政策課）・・・16万7千円

誰もが気軽に参加できるレクリエーション型・多世代参加型クリーンアッププロジェクト「スポGOMI」を、五条川沿いなどを会場に実施し、広く環境美化、ごみ減量、資源化の啓発を図ります。

協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

●地域力活性化支援事業（協働安全課）・・・179万1千円

令和4年度、5年度の2カ年にわたって開催した全小学校区での「未来寄合」や本年1月に開催した「未来寄合 全体フォーラム」での成果を踏まえ、「未来寄合NEXTカフェ」を開催し、今後どのように取り組んでいけばよいのか意見交換を行うとともに、意見交換を踏まえてモデル地域を選定し、モデル地域においてアンケート調査やワークショップを実施し、地域の皆さんとともに、地域課題の解決と行政区の負担軽減につながる新たな地域自治の仕組みを検討します。

●メール配信事業（秘書人事課）・・・224万4千円

はっと情報メールのメール配信システムの更新にあわせて、子育て情報の発信や、保育園、放課後児童クラブ、小中学校への出欠席の連絡などで活用するアプリを新たに導入します。これにより、乳幼児から中学生までの子育て家庭が同じアプリを継続して利用いただけることとなり、利便性が向上いたします。アプリを利用して、これまで以上に子育てに関する情報を積極的に発信していきます。

●行政区デジタル化支援事業（協働安全課）・・・75万7千円

行政区役員の負担軽減の一助となるよう、回覧板の電子化やオンラインでの会合など行政区のデジタル化が可能となる自治会専用アプリの導入に向け、実証実験を行います。

●税証明コンビニ交付サービス事業（行政課）・・・776万6千円

現在、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで、いつでもどこでも住民票の写しと印鑑登録証明書を取得することができますが、令和7年1月頃から、新たに所得証明書、課税証明書、納税証明書が取得できるようにし、市民の利便性の更なる向上を図ります。

●公共施設予約システム更新・電子錠導入事業（行政課）・・・1,303万5千円

現在、生涯学習センターやアデリア総合体育文化センター、野寄テニスコートなどの9つの施設で、インターネット上で施設の空き状況の検索や予約の申し込みができる公共施設予約システムを運用していますが、令和7年4月の施設利用予約からクレジットカード等で決済が可能な新たなシステムに更新します。

システム更新に合わせて、地域交流センターみどりの家や多世代交流センターさくらの家などを新たにシステム利用の対象施設とし、全14施設に拡大します。

また、防災コミュニティセンターなど管理人が常駐していない施設に、公共施設予約システムと連携してパスワード等で開錠ができる電子錠を導入し、鍵の受け渡しなど利用者の負担軽減を図ります。



軽自動車税種別割の納税についてお知らせします

●問合先 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

軽自動車税種別割は令和6年4月1日の時点で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車を所有されている人に課税されます。

今年度の軽自動車税種別割の納期限は、5月31日(金)です。納期限までに必ず納めましょう。

税率(年額)について

標準税率(年額)については下表に記載の通りです。

最初の新規検査から13年が経過した車両(平成23年3月31日以前に最初の新規検査が行われた車両)について、通常より高い税率(年額)が適用されます。

また、令和5年度に新規検査が行われた車両で、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、その燃費性能に応じて、今年度のみ税率(年額)が軽減されます。

詳しくは納税通知書に同封のお知らせ、または下記の二次元コードから市ホームページを確認ください。



軽自動車税種別割の減免

障がいのある人の軽自動車税種別割を減免します(1人につき1台に限る)。

●減免の対象

手帳(障がいの区分や級別による可否あり)の交付を受けている人が所有する軽自動車等(身体障がい者で年齢18歳未満の人または精神障がい者と生計をともにする人が所有する軽自動車等を含む)

●申請に必要なもの

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳等
- ・車検証
- ・個人番号の分かるもの

●申請期限 5月31日(金)

納税証明書について

令和5年1月より軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用が開始され、軽自動車税の車検(継続検査)で納税証明書の提示が原則不要になりました。

●次の場合は納税証明書が必要

- ・納付直後のため、軽JNKSに納付情報が登録されていない。
- ・他の市区町村から引っ越してきた直後
- ・中古車の購入直後
- ・所有する車両が二輪の小型自動車
- ・対象車両に過去の未納がある場合

詳しくは
こちら▶



1. 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

車両区分		税率
原動機付自転車	50cc以下 (特定小型原動機付自転車を含む)	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下 ミニカー	2,400円 3,700円
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
ボートトレーラー		3,600円

2. 四輪以上および三輪の軽自動車

		最初の新規検査が平成27年3月31日までの車両	最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両	最初の新規検査から13年が経過した車両	
四輪以上	乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

軽自動車の車検証が電子化されています

●問合せ 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

令和6年1月より軽自動車の自動車検査証が電子化されています

車検証にICチップが内蔵され、電子化された車検証の情報が格納されます。
車検証電子化に合わせ、車検証の大きさが従前のA4サイズからA6サイズに小型化されます。



▲車検証閲覧アプリ

専用アプリから車検証の情報が確認できます

電子車検証に格納された情報は、専用アプリ「車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間等が確認できます。
専用アプリをインストールすることにより、車検時期のお知らせやリコールのお知らせ等をお持ちのスマホ等に通知することができます。

岩倉市職員人事異動をお知らせします（令和6年4月1日付）

●問合せ 秘書人事課人事グループ (☎ 38-5802)

() 内は旧職名

【部長級】 市民協働部長 伊藤新治（愛北広域事務組合派遣（部長））、健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長 西井上剛（教育こども未来部子育て支援課長兼地域交流センター長）、建設部長 西村忠寿（建設部都市整備課長）、教育部長 石川文子（健康福祉部福祉課長）、愛北広域事務組合派遣（部長） 小松浩（総務部協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長）

【課長級】 総務部秘書人事課長 小崎尚美（健康福祉部市民窓口課主幹）、総務部企画財政課長 佐野剛（総務部行政課長）、総務部行政課長 兼松英知（教育こども未来部学校教育課長）、総務部税務課長 隅田昌輝（建設部環境保全課長）、市民協働部協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長 竹井鉄次（建設部商工農政課長兼消費生活センター長）、市民協働部環境政策課長 秋田伸裕（総務部秘書企画課長）、福祉部福祉課長 古田佳代子（総務部税務課長）、福祉部長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 浅田正弘（健康福祉部長寿介護課主幹）、健康こども未来部健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 城谷睦（健康福祉部健康課専門員）、健康こども未来部こども家庭課長兼地域交流センター長 神山秀行（建設部上下水道課長）、建設部商工農政課長 岡茂雄（建設部都市整備課主幹）、建設部都市整備課長 加藤淳（建設部都市整備課主幹）、建設部維持管理課長 竹安誠（建設部環境保全課清掃事務所長）、建設部上下水道課長 田中伸行（建設部維持管理課長）、教育部学校教育課長 中野高歳（健康福祉部長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長）

【主幹級】 総務部企画財政課主幹 井手上豊彦（総務部行政課主幹）、総務部行政課主幹 小出健二（総務部協働安全課主幹）、市民協働部協働安全課主幹 水野功一（総務部協働安全課統括主査）、市民協働部市民窓口課主幹 佐野亜矢（総務部税務課主幹）、市民協働部市民窓口課主幹 寺澤顕（議会事務局統括主査）、市民協働部環境政策課清掃事務所長 浅野弘靖（健康福祉部長寿介護課主幹）、福祉部長寿介護課主幹 新中須俊一（教育こども未来部生涯学習課統括主査）、健康こども未来部こども家庭課児童館長兼地域交流センター長代理 山口友恵（教育こども未来部子育て支援課第四児童館統括主査）、教育部学校教育課学校給食センター所長 佐藤さとみ（会計課主幹）、議会事務局主幹 田島勝己（教育こども未来部学校教育課学校給食センター所長）



令和6年度 歯科保健事業一覧

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

節目歯科健康診査

●診査内容 口腔内診査、保健指導、舌・口唇機能のチェック（65・70歳のみ）、歯冠（前歯唇側）クリーニング（希望者）

※右記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和7年2月28日（金）

●ところ 市内委託医療機関

●費用 無料

●対象

20歳	平成16年4月1日から平成17年3月31日生まれ
30歳	平成6年4月1日から平成7年3月31日生まれ
40歳	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日生まれ
50歳	昭和49年4月1日から昭和50年3月31日生まれ
60歳	昭和39年4月1日から昭和40年3月31日生まれ
65歳	昭和34年4月1日から昭和35年3月31日生まれ
70歳	昭和29年4月1日から昭和30年3月31日生まれ

口腔機能・歯科健康診査

●対象

76歳	昭和23年4月1日から昭和24年3月31日生まれ
80歳	昭和19年4月1日から昭和20年3月31日生まれ

※上記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和7年2月28日（金）

在宅療養者のための 訪問歯科健康診査

※歯科医院へ通院ができない人の歯科健診を行います。

●対象 寝たきりや重度の障がい等により、通院による歯科健康診査を受けることができない在宅療養中の市民で、次のいずれかに該当する人

①節目歯科健康診査、口腔機能・歯科健康診査の対象者

②要介護4または5に認定された人

③20歳以上の障がい等がある人



※申し込みが必要です

訪問歯科健康診査を希望する人は、介護保険証または障害者手帳、歯科健康診査受診券（①の対象者のみ）を持って、保健センターに申し込みください。

●実施期間 受診券到着後～6カ月

要支援認定者 口腔機能・歯科健康診査

●対象 要支援認定1、2の認定を受けた人

※令和6年度 各歯科健康診査の対象者、本歯科健診を受診したことがある人は除く。

※要支援認定後に受診券を送付します。

●実施期間 受診券到着後～6カ月



●診査内容 口腔内診査、保健指導、飲み込みの機能や舌・口唇機能のチェック

●ところ 市内委託医療機関

●費用 無料

各歯科健診の実施歯科医療機関については右記の二次元コードから市ホームページ歯の健康事業のページを確認ください。



はちまるにいまる

8020 歯の健康コンクール

- 対象 市内に住む 80 歳以上の人（昭和 20 年 3 月 31 日以前生まれ）で 20 本以上歯のある健康な人、過去に本表彰を受けられていない人
- 応募方法 8 月 30 日（金）までに保健センター、市内歯科医院（一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員の歯科医院）に応募してください（下表のとおり）。
- 表彰 11 月 10 日（日）に開催される「いわくら市民ふれ愛まつり」で表彰式を行います。

8020 歯の健康コンクール実施歯科医療機関（令和 6 年度）

令和 6 年 4 月 1 日現在

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
あいち歯科	38-1184	京極歯科クリニック	22-6608
青木歯科	66-5955	クリスタル矯正歯科クリニック	37-8811
あさだ歯科	37-3457	小岩井歯科	37-8148
ありま歯科医院	22-6680	こもれびデンタルクリニック	37-0540
犬塚歯科医院	66-3800	はっとり歯科医院	66-3080
いわくら駅前歯科	66-8118	はまじま歯科クリニック	37-0030
岩倉歯科・矯正歯科	38-0038	ヒガキ歯科医院	38-3888
岩倉しばた歯科・矯正歯科	81-7182	夫馬歯科クリニック	66-2550
岩倉中央歯科医院	37-8241	松浦歯科・矯正歯科	37-0450
小川歯科医院	37-7496	むらせ歯科・矯正歯科インプラントオフィス	38-0811
カジウラ歯科	66-6480	山田歯科	66-7502
カドヤデンタルクリニック	38-1011		

(五十音順)

(一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員)

フッ化物塗布・歯科健診・歯の健康相談

- とき 6 月 9 日（日） 受付：午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分※予約の必要はありません。
- ところ 保健センター※駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。
- 対象 フッ化物塗布・歯科健診は、乳幼児から小学 6 年生まで
歯の健康相談はだれでも受けられます。
- 費用 無料
- 主催 一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会
- その他 事前に歯みがきをしてお越しください。また、フッ化物塗布後 30 分は飲食ができません。塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。





熱中症特別警戒アラートがはじまります

4月24日から10月23日まで「熱中症特別警戒アラート」の運用が行われます。

熱中症予防に関する情報発信として、熱中症警戒アラートの発表が実施されていますが、その一段上の情報として、さらに熱中症の被害が大きくなると予測されるときに熱中症特別警戒アラートが発表されます。

熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、こまめな休憩や水分補給等の基本的な熱中症対策に加えて、エアコンを使用する、運動・外出を控えるなど、よりいっそう熱中症に注意した行動をとってください。本格的に暑くなる前に、エアコンの試運転をしておくなど、夏に備えて準備をしておきましょう。

環境省では、熱中症警戒アラート等の発表を知らせるメール配信やLINE通知を行っています。詳しくは、ホームページ「環境省熱中症予防サイト」をご覧ください。

●問合先

健康課健康支援グループ

(保健センター内 ☎ 37-3511)



環境省熱中症予防サイト▶

	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
状況	気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合	気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合
発表基準	暑さ指数 (WBGT) が 33 以上になるとき	暑さ指数 (WBGT) が 35 以上になるとき
発表時間	前日午後 5 時頃および当日午前 5 時頃	前日午後 2 時頃

※暑さ指数…気温や湿度などをもとに推計した暑さの予測値

令和6年度に行う

市民参加の手續きの予定を公表します

●問合先

協働安全課市民協働グループ (☎ 38・5803)

市民参加条例の規定により、市の計画等の策定や評価を行うときには、市民の皆さんの意見を聴くため、審議会・意見交換会・アンケート・パブリックコメントなどの市民参加の機会を設けています。

- ・第3期岩倉市地域福祉計画
- ・岩倉市自殺対策計画
- ・第5期岩倉市障がい者計画、第6期岩倉市障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)
- ・第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・第2次岩倉市環境基本計画
- ・第5次岩倉市一般廃棄物処理計画
- ・第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画

【策定または変更】

- ・岩倉市健康増進計画(健康いわくら21(第3次))
- ・第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画
- ・岩倉市自転車活用推進計画

【進捗等の評価】

- ・岩倉市自治基本条例
- ・岩倉市市民参加条例
- ・第5次岩倉市総合計画
- ・岩倉市男女共同参画基本計画2021・2030
- ・岩倉市行政改革行動計画

それぞれの実施内容や時期は、左記の二次元コードから一覧表で見ることができます。



令和6年度の区長の皆さんをお知らせします

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

区名	区長名	区名	区長名
大市場町	村瀬 隆司	神野町	鈴木 好昭
下本町	伊藤 利和	石仏町	堀尾 達夫
中本町	山路 誠	北島町	谷 英雄
東町	山田 年正	野寄町	櫻井 義則
中野町	石黒 光広	大地町	増田 勉
本町(上市場)	飯田 賢	中央町	早川 清美
本町(北口)	小川 幸男	川井町	浅田 明夫
本町(門前)	佐藤 正信	大山寺町	森山 稔
西市町	三原 康命	稲荷町	伊藤 秋弘
新柳町	坂井田 稔	曾野町	阿部 修
新柳町1区	竹市 憲三	五条町	山田 雅弘
鈴井町	上永 義彦	南新町	野口 臣一
泉町	水谷 清澄	東新町1区	時田 正人
八剣町	田中 和裕	東新町2区	藤井 純二
井上町	伊藤 晴規	東新町3区	塚本 秋雄

第3子以降学校給食費無償化の対象要件を拡大します

●問合先 学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818)

少子化対策及び子育て支援を目的として、これまで義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯の保護者に対し、第3子以降の児童等の学校給食費を無償化していましたが、1人目、2人目の要件を「義務教育期間中」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」の間にある者に拡大して無償化します。

●申請方法等

原則、申請は不要です。対象者には、後日、第3子以降学校給食費無償化通知書を送付します。

ただし、対象要件の拡大に伴い、「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」の間にある者が別の世帯にいる場合には新たに申請が必要となります。

その場合は、第3子以降学校給食費無償化申請書兼請求書および必要書類を学校教育課学校教育グループへ提出してください。様式は市ホームページからダウンロードするか、学校教育課学校教育グループの窓口でお渡しします。



令和6年度市民活動助成金対象事業が決定しました

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動助成金は、地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充、マルチパートナーシップの促進を図っていく制度です。3月2日(土)に企画提案発表会を開催し、審査会の意見を聴いて以下のとおり決定しました。各事業のイベント情報等は、随時広報いわくらでお知らせします。

団体名	事業名	活動内容 (予定)
◆市民提案・公益の事業コース (団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業)		
ライトサロンいわくら	白杖による歩行訓練	盲学校での生活機能訓練を受けていない視覚障がい者を対象に、視覚障がい者の安全・安心な外出に繋がられるよう正しい白杖の使い方の講習と白杖による歩行訓練を行う。
東海つばめ学習会 岩倉教室	経済的に厳しい家庭の子どもたちに学習支援活動を行う事業	毎週日曜日の午後に、生涯学習センター等の会議室で、学習機会に恵まれない子どもたち (小中高校生) を対象とした学習会を開催する。
まちづくり百貨店	オープンファームを通じた農業者と市民の交流	市民が農作物の収穫体験を行うオープンファームの実施に加え、講演や意見交換等、農業者と市民が交流するイベントを実施する。
岩倉ボランティアサークル	ウォーターバトル! カラフル大作戦	子どもたちで協力して作ったものを子どもたちの手で守るという体験を通して、協調性・コミュニケーション能力をはぐくみ、達成感・やる気を引き出すためのイベントを実施する。
ミズベリング岩倉・五条川	五条川でSUPを広めよう!	「五条川でSUP」が多くの岩倉市民、市民以外の人に認知されるように五条川でサップウォークの体験会を実施する。併せて、SUPを使い、五条川下流部の清掃を行う。 ※ SUPとは「Stand Up Paddleboard」の略称で、ボードの上に立ち、パドルを漕いで水面を進む、ハワイ発祥のウォータースポーツ
いわくらい部♪	寺おん×縁日 2024	「お寺」で、音楽ライブと縁日型マルシェの地域密着イベント『寺おん×縁日 2024』を開催する。
プロジェクトスペース「hazi」事務局	アート系プロジェクトスペース「hazi」で、高梨麻梨香の個展開催とそれにまつわるイベントの実施	音を用いたインスタレーション作品を制作しているアーティストと協働し、展覧会およびイベントを開催する。また、岩倉のまだ見ぬ音風景の創出を試みる。
◆行政提案・協働事業コース (市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、団体が自らの特性を生かして行政と協働で取り組む事業)		
地域のしあわせを考える会	持続可能な町内会 (行政区) のあり方を学びあうワークショップ事業	町内会役員等を対象に、持続可能な町内会 (行政区) のあり方を学びあう事業として、町内会に関する意見交換や町内会見学ツアー、住民による住民のための「町内会未来セミナー」を実施する。

岩倉市の高齢者福祉サービスをお知らせします

●問合先 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者の皆さんに住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に長寿介護課まで相談してください。

事業名	内容	対象者
生活支援型給食サービス	食生活の改善、健康保持及び安否確認が必要な人を対象に、夕食を配達します(年末年始を除く)。※市の助成額 1食 300円	ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯等であり、給食が必要と認められる世帯
緊急通報システム設置	緊急通報装置を設置し、急病時に緊急通報センターを通して、速やかに救助、援助につなげます。※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。	要介護・要支援認定を受けた、ひとり暮らし認定がある人、または70歳以上の高齢者のみの世帯等で、固定電話回線を有し、設置が必要と認められる世帯(固定電話回線がない人は携帯電話でも可。)
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥(年1回)・乾燥(年2回)します。	ひとり暮らし認定がある人または常時ねたきりの状態の人
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5,000円の手当を支給します。	要介護4・5の人や、要介護認定を受けた人のうち認知機能の低下が認められる人を在宅で介護している人
高齢者日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器の生活用具を支給します。※課税状況に応じ、自己負担があります。	ひとり暮らし認定がある人
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います(年6回)。	在宅で、65歳以上の要介護4・5の人または常時ねたきりの人
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品(紙おむつ)の利用券を支給します。 ※非課税世帯(要介護者および家族介護者の属する世帯全員)が対象です。	市民税非課税世帯で、要介護4・5の人を在宅で介護している人
シルバー優待証明カード交付	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	65歳以上の人
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券(基本料金と迎車料金を助成)を支給します(月2枚)。	85歳以上の人
	要支援認定の人等で、乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金(1回500円を限度)を支給します(月2枚)。	65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します(月1枚)。	在宅で、要介護4・5の人または常時ねたきりの人
家具転倒防止器具等取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具や、住宅用火災警報器(自前で準備した警報器)を取り付けます。	在宅で、ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯
高齢者見守り家族支援サービス	認知症等の高齢者が行方不明になった場合に位置情報専用端末機による位置検索サービスを利用する際の初期登録料を負担します。※月額利用料は利用者に負担していただきます。	要介護・要支援認定を受けた人の介護者、または行方不明になる可能性のある高齢者の介護者
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します。 ※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない65歳以上の人
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します(上限50万円)。 ※所得要件があります。	65歳以上の要介護・要支援認定を受けた人等
高齢者等救命パトロン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命パトロン一式を配布します。	障がい・病気等で健康状態に不安を抱える人
認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録しておくことで、早期発見、事故の防止に繋がります。事前登録した人は、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができます。	65歳以上で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人(若年性認知症の人も含む)

※ひとり暮らし認定は、65歳以上のひとり暮らしの人で、市が認定した人です。



岩倉市の障がい者福祉サービスをお知らせします

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

心身に障がいのある人の日常生活を支援し、また、介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので、事前に福祉課まで相談してください。

事業名	内容	対象者
心身障がい者 扶助料	対象者に月額 3,000 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 2,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 3・4 級 ②療育手帳 B 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 2 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 1,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 5・6 級 ②療育手帳 C 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 3 級 ※施設入所者は除く。
在宅重度 障害者手当	対象者に月額 15,500 円を支給します (1 種)。 ※所得制限、併給制限あり	身体障害者手帳 1・2 級かつ I Q 35 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
	対象者に月額 6,750 円を支給します (2 種)。 ※所得制限、併給制限あり ※手帳初回交付時に 65 歳以上であった場合、支給対象となりません。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
特別児童 扶養手当	対象者に月額 55,350 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 35 以下程度 ②身体障害者手帳 1～2 級程度 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 36,860 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 50 以下程度 ②身体障害者手帳 3 級 (4 級の一部含む) 程度 ※施設入所者は除く。
特別障害者 手当	対象者に月額 28,840 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者 ①身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がい重複してある人 ②身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人で、I Q 20 以下の人または常時介護が必要な精神障がいがある人 ③身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは常時介護が必要な精神障がいがある人で、他に身体障害者手帳 3 級相当の障がい 2 つ以上ある人 ④身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは同程度の障がいや病状がある人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
障害児福祉 手当	対象者に月額 15,690 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者 ①身体障害者手帳 1 級 (2 級の一部を含む) の障がいがある人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障がいや病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者は除く。
日常生活用具の 給付等	重度の障がい児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などの購入または貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担、所得制限あり ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等 ※施設入所者は除く。
ストマ装具の 保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具 (概ね 10 日間分) を預かり、市役所庁舎倉庫で保管します。	市内に居住するストマ装具を必要とする人
小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などの購入にかかる費用を助成します。 ※収入によって費用の一部自己負担があります。	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている人
補装具費の支給	身体障がい者に対し、身体機能の障がいを補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の購入や修理、貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等
軽度・中等度 難聴児支援事業	身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴のお子さんの聞こえの改善と言葉の習得を促進するため、補聴器の購入にかかる費用を助成します。	次の全ての要件を満たす人 ①市内に住所を有している 18 歳未満の人 ②両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する人 ④市民税所得割額 46 万円以上の人がいない世帯に属する人

事業名	内容	対象者
心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券	心身障がい者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月3枚お渡しします。	次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳1・2級 ②身体障害者手帳内容に、下肢3級、体幹3級または視覚の3級が記載 ③療育手帳A判定 ④精神障害者保健福祉手帳1級
リフトタクシー料金助成	一般タクシーの利用が困難な身体障がい者にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限5,000円）を助成します（月1枚）。	身体障害者手帳1級（下肢・体幹）をお持ちで在宅の人
手話通訳者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話によって意思疎通が図れる人
要約筆記者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話、口話を理解できない人
身体障がい者住宅改善費助成	身体障がい者に対し、住宅改善に要する対象工事費の2分の1を助成します（上限50万円）。	身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障がい1級・2級をお持ちの人
障がい者等賃貸住宅住み替え助成	障がい者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限20万円）を助成します。 ※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない身体障害者手帳1級・2級をお持ちの人
有料道路通行料金の割引	身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。	身体障害者手帳または、療育手帳A判定をお持ちの人
NHK受信料の免除	障がい者に対し、NHK受信料が全額または半額免除されます。 ※障がい等級、所得等に制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車運転免許取得費助成	障がい者の自動車運転免許取得費の一部を助成します（費用の3分の2以内、上限10万円）。 ※所得制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車改造費助成	身体障がい者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します（上限10万円）。 ※所得制限あり	身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障がい者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。	身体障害者手帳の体幹・下肢障がい1級・2級をお持ちの人
心身障害者扶養共済	障がい者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障がいとなった場合、障がい者に年金を支給します（年金1口当たり2万円）。 ※掛金は加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります。	身体障害者手帳1～3級または、療育手帳をお持ちの人
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します。	市内に1年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人
デイジー図書再生機の貸し出し	デイジー図書などを再生できる視覚障がい者用ポータブルレコーダーを貸し出しています。貸し出しは無料で、30日以内です。	市内在住者で、デイジー図書再生機の利用を必要とする人 市内の心身障がい者福祉団体
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	援助が必要な人が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に手助けを求め一助として活用してもらうことを目的として、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。	援助が必要な人 その他、ヘルプマーク・ヘルプカードを必要とする人

事業名	内容	対象者	
自立支援医療の給付	育成医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	18歳未満で身体上の障がいがある人 ※医師の意見書が必要
	更生医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人 ※医師の意見書が必要
	精神通院 ※所得制限あり	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	精神にかかる疾病で通院している人 ※医師の診断書が必要



事業名	内容	対象者
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断され入院した人
	保険診療のうち自己負担分を支給します。 ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります。	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4級～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A、B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む）
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A・B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定4または5で、生活介護を3カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ⑪長寿介護課のひとり暮らし認定を受けている市民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人
	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人

事業名	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難がある人へ、外出時に同行して移動の援護をします。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に、必要な介助や外出時の移動支援をします。
	重度障害者等包括支援	重度の障がいがある人が生活するために、複数の障がい福祉サービスを組み合わせることで生活の支援をします。
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事がある時などに、施設へ短期間の入所をし、必要な支援を提供します。
	療養介護	医療が必要な障がいのある人に、病院で医療を受けながら、日常生活の支援をします。
	生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体機能向上のための訓練をします。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力向上のために訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動の機会の提供や知識・能力向上の訓練、求職活動に関する支援をします。
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人が継続して就労できるように相談支援や企業との連絡調整をします。
	就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所では働くことが困難な人へ、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練をします。
	自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対して、巡回訪問や随時の相談に応じて、生活力等の向上のための支援をします。
	共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が、共同生活住居に入居し、日常生活ができるよう援助をします。
支援相談	地域移行支援	施設や精神科病院から、地域での生活へ戻るため相談や支援をします。
	地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人などに対して、地域で暮らし続けられるように相談や必要な支援をします。
通所給付	児童発達支援	小学校入学前の障がいのある子どもに、日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいがある子どもの居宅に訪問して発達支援をします。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、学校の終業後または休日に生活能力向上の訓練等をします。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある子どもが集団生活をできるように支援をします。
支援事業	相談支援	困り事や、サービスの利用等についての相談に応じ、助言や必要な支援をします。
	移動支援	移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加の促進のためヘルパーが外出の支援をします。
	地域活動支援センター	障がいのある人に生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援をします。
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、日中活動の場を提供します。

●「障害」と「障がい」表記について 国の法令や要綱等に基づくもの、または固有名詞については「障害」、それ以外は「障がい」と表記しています。

国民健康保険ご加入の皆さんへ

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)

令和6年度国民健康保険税の税率改正

国民健康保険の安定した運営を図るため、国民健康保険税の税率を下表のとおり改正しました。
令和6年度の保険税額のご案内は令和6年7月中旬に送付します。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年中の所得に応じて負担)	6.60%	7.40%	2.70%	2.90%	2.30%	2.40%
均等割 (加入者数で負担)	26,100円	30,000円	9,700円	11,000円	11,000円	11,000円 (据え置き)
平等割 (加入世帯で負担)	17,000円	20,500円	6,300円	7,700円	5,000円	5,900円

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯主と、その世帯にいる被保険者の総所得金額等の合計が基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。所得が0円の場合でも、0円であることを申告をしていないと軽減できませんので、必ず市県民税の申告をしてください。(申告窓口：市役所2階税務課市民税グループ)

市ホームページ▶



国民健康保険税の減免制度

生活が著しく困窮し保険税の納付が困難で、減免の必要があると認められた場合、保険税の一部を減免します。申請日以降に納期限が到来する保険税が対象です。

なお、申請の受付は保険税の賦課決定後(令和6年7月中旬の納税通知書発送以降)からとなります。



国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドック費用を助成します

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)

実施時期	4月～令和7年3月 ※受診券は令和7年2月末までに申し込んでください。
対象要件	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人で、国民健康保険税に未納がないこと。 この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や岩倉市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	①市民窓口課に申込(電話・インターネット) → ②受診券の送付(※1) → ③医療機関に予約 ④受診・費用の支払い → ⑤市民窓口課に申請(※2) → ⑥助成金の振込 ※1 要件を確認後、郵送します。 ※2 検査結果と領収書の提出が必要です(検査結果と領収書は申請時にコピーをとります)。

検査コース	検査の内容
Aコース	身長、体重、腹囲、BMI、視力、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、便潜血検査、胸部X線検査
Bコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT
Cコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT+胃部X線または胃カメラ
オプション検査	胸部CT、眼底・眼圧検査

検査コース	Aコース	Bコース		Cコース				オプション検査	
		腹部超音波	腹部CT	腹部超音波		腹部CT		胸部CT	眼底・眼圧
助成額	10,000円	12,000円	13,000円	胃部X線	胃カメラ	胃部X線	胃カメラ		
岩倉病院 (☎ 37-8155)	10,000円	17,000円	26,000円 (胸部CT込)	23,000円	29,000円	33,000円 (胸部CT込)	39,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
ようてい中央 クリニック (☎ 66-5133)	10,000円	15,000円	17,000円 (胸部CT込)	21,000円	27,000円	31,000円 (胸部CT込)	34,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
おしたに クリニック (☎ 38-3501)	10,000円	—	17,000円					+3,000円	
かみのクリニック (☎ 38-3800)	10,000円	15,000円	17,000円					+3,000円	
ませきクリニック (☎ 37-0175)	10,000円	15,000円	20,000円 (胸部CT込)					腹部CT選択 で同時受診	
有馬医院 (☎ 37-0123)	10,000円	15,000円							
いわくら内科・呼吸 器内科クリニック (☎ 66-3434)	10,000円	15,000円							
丹羽内科 クリニック (☎ 66-3366)	10,000円	15,000円							
のぞき内科・循環 器科クリニック (☎ 37-2018)	10,000円	15,000円							
いとうクリニック (☎ 38-1112)	10,000円								
岩倉東クリニック (☎ 66-1210)	10,000円								
名草クリニック (☎ 37-1700)	10,000円								

〈インターネット申し込み始めました〉

Aコースの場合 助成を受けると

自己負担0円 となります。申し込みは

まずは市民窓口課に申し込み
ください。

☎ 38-5833

申し込みは
こちら▼



★検査費用額は、令和6年4月1日現在のものです。受診時期によっては金額が変更される場合がありますので、予約時に医療機関で確認してください。

後期高齢者医療にご加入の皆さんへ 人間ドック費用を助成します

●問合先 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)



後期高齢者医療加入者の受診機会確保のため、人間ドック費用の助成をしています。
検査内容は、Aコースのみが対象です。

実施時期	4月～令和7年3月 ※受診券は令和7年2月末までに申し込んでください。
対象要件	後期高齢者医療に加入している人で、後期高齢者医療保険料に未納がないこと。 ※この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	国民健康保険と同様です。まずは、インターネットまたは市民窓口課に電話で申し込みください。
対象医療機関	国民健康保険と同様です。
検査内容	Aコースのみ。国民健康保険のAコースの検査内容と同様です。
助成額	10,000円

特定健診・健康診査の基本健診項目に、便潜血検査と胸部X線検査をプラスして、実質自己負担0円で受診できます。

脳検査・脳ドックの申し込みを受け付けます

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)
医療グループ (☎ 50-0360)

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者を対象に脳検査・脳ドックの費用の一部を助成します。
※脳手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人は、受診できません。
※検査機器は狭小ですので、閉所恐怖症の人は、検査できない場合があります。

申込期間	4月1日(月)～令和7年2月28日(金)	
申込方法	国民健康保険の加入者	後期高齢者医療の加入者
	インターネットまたは 市民窓口課に電話で申し込み ☎ 38-5833	インターネットまたは 市民窓口課に電話で申し込み ☎ 50-0360
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日現在35歳以上の人 国民健康保険税に未納がないこと。 受診日に岩倉市で国民健康保険に加入している人 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料に未納がないこと 受診日に岩倉市で後期高齢者医療に加入している人
定員	80人	70人
受診期間	令和7年3月10日(月)まで (日曜日、祝日、年末年始は除く)	
受診医療機関	岩倉病院 (川井町)・ようてい中央クリニック (曾野町)	

検査名	検査項目	検査費用額	助成額	自己負担額
脳検査	血圧測定、MRI検査、MRA検査	25,000円	13,000円	12,000円
脳ドック ^(※)	問診、身体計測、血圧測定、MRI検査、MRA検査、血液検査、血液生化学検査、心電図検査、尿検査、聴力検査、胸部X線検査、血清クレアチニン検査	35,000円	13,000円	22,000円

(※) 特定健診・健康診査を受診される人または岩倉市が実施している人間ドック費用の助成を受ける人は、検査項目が重複するため、脳ドックは申し込みできません。

また、脳神経外科に定期的に受診している人は、申し込み前にかかりつけ医に相談してください。

★検査費用額は、令和6年4月1日現在のものです。検査費用額については、予約時に医療機関で確認してください。